

クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）に係る事務局の実施体制等（事業開始時）について

令和7年10月24日
商務・サービスグループ
文化創造産業課

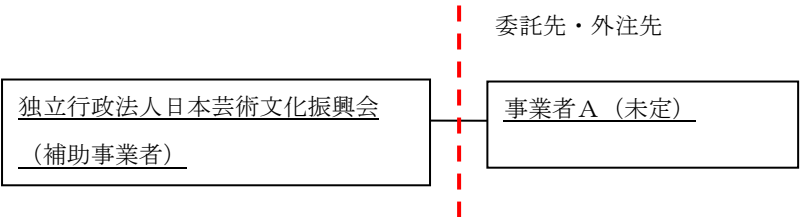
クリエイター事業者支援事業費補助金（文化芸術活動基盤強化基金造成費）について、令和7年3月14日付けをもって独立行政法人日本芸術文化振興会（法人番号：7010005006877）に交付決定を行った。事業概要、実施体制及び委託・外注費率は以下のとおり。

○事業概要

アニメ、ゲーム等のクリエイター・事業者の海外展開に向けた制作の促進のため、海外展開を念頭においた映像作品の制作について、企画開発や、高水準な作品のプロダクションへの支援を行い、海外での成約や売上の向上を目指すとともに、制作会社の収益基盤強化を促進することを目的として、「クリエイター・事業者支援事業（長期制作支援）」を実施する。

○実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	金額（税込み）	業務の範囲	精算行為の有無
独立行政法人日本芸術文化振興会	補助事業者	東京都千代田区隼町4-1	【交付決定額】 2,500,000,000円 【事務局経費】 300,000,000円	「クリエイター・事業者支援事業（長期制作支援）」を実施するための経費の助成	有
事業者A（未定）	委託先・外注先	（未定）	180,000,000円	事業運営のための事務局の設置、補助事業業務及び関連事務の実施	有



○委託・外注費率（「委託・外注費の契約金額の総額」÷「事務局業務（経費）」×100により算出した率。）

60.0%

- ・委託・外注費の契約金額の総額：180,000,000円
- ・事務局業務（経費）：300,000,000円

※委託・外注費の契約金額の総額及び事務局業務（経費）は、税込み100万円未満の取引も算入した数字。